

## 「公的再生支援に関する競争政策上の考え方」（案）に対する意見の概要及び意見に対する考え方

| No. | 関係箇所                              | 意見の概要  | 考え方   |
|-----|-----------------------------------|--|---|
| 1   | 第 1 本考え方の対象となる公的再生支援等<br>1 公的再生支援 | <p>「有用な経営資源を有しながら市場における競争の結果として経営が困難な状況に陥った事業者」とあることから、当該事業者の経営陣が、かかる経営資源を有しながらも競争に敗れるような著しく能力が欠如した人材であるとの帰結となる。そのため、公的再生支援が行われる場合、経営陣は当然に全員が退任せざるを得ないこととなるが、もしもそうであればその旨を明示することが望ましい。</p> <p>また、そのような経営陣を存続させた株主も、その責任に帰すべく原則として 100%減資がなされるべきことについて明示することが望ましい。（無記名）</p> | <p>本考え方は、公的再生支援が我が国の市場における競争に与える影響を最小化するために、公的再生支援機関が競争政策の観点から留意すべき事項等を明らかにするものであり、経営が困難な状況に陥った原因や経営陣の責任の在り方を論じるものではありません。</p> <p>また、第 4 の 1 (2)③において、公的再生支援を必要最小限のものとする観点から、株主の責任についての考え方を示していますが、具体的にどのように減資等を行うのかは、被支援事業者や公的再生支援機関において判断されるものです。</p> |
| 2   |                                   | <p>第 1 の 1（注 1）において、「自然災害等の不可抗力によって経営が困難な状況に陥った事業者に対する救済的な支援については、市場における競争の結果として経営が困難な状況に陥った事業者に対する支援とは区別し、本考え方における公的再生支援には含まれないものとする。」とされているところ、(株)東日本大震災事業者再生支援機構が、東日本大震災で受けた被害により過大な債務を負ったために事業再生を図ろうとする事業者に対する事業再生支援はこれに該当し、本考え方における公的再生支援には含まれないと解釈すべきである。（官公庁）</p>   | <p>貴見のとおり解釈で問題ありません。</p>  |
| 3   |                                   | <p>公的再生支援の対象となる事業者について、本考え方では「有用な経営資源を有しながら市場における競争の結果として経営が困難な状況に陥った事業者」としているところ、公的再生支援により競争環境をゆがめるリスクが存在する以上は、より詳細な条件を定めて限定すべき</p>   | <p>本考え方は、様々な政策目的を達成するために公的再生支援が行われる場合に、当該公的再生支援が我が国の市場における競争に与える影響を最小化するために、公的再生支援機関が競争政策の観点から留意すべき事項等を明ら</p>   |

| No. | 関係箇所  | 意見の概要   | 考え方   |
|-----|---|---|---|
|     |   | <p>である。</p> <p>まず、公的に支援するコストが、被支援事業者を支援しないことによって発生する経済的なコストを上回ることが原則であり、その上で、具体的に①連鎖的な経営破綻の発生、②金融システム危機の発生、③公共機能の重大な危機の発生、④多大な雇用の喪失等地域経済が病弊する危機の発生等が懸念されるケースに限定すべきである。(学者)</p>  | <p>かにするものであり、公的再生支援を行うかどうかの判断自体の是非を論じるものではありません。</p>  |
| 4   | <p>第2 公的再生支援が競争に与える影響に関する基本的な考え方</p> <p>1 公的再生支援が競争に与える影響</p> | <p>公的再生支援は、競争に対してネガティブな効果を及ぼす場合だけでなく、経済の激変等によって経営が困難な状況に陥った効率的な事業者に対する公的再生支援により競争が維持されるなど、ポジティブな効果を及ぼす場合もあることを明示すべきではないか。(学者)</p>   | <p>公的再生支援の結果として、競争が維持されることがあり得ることを否定するものではありませんが、本考え方は、公的再生支援が行われることにより、第2の1①及び②に記載するような弊害が生じるおそれがあることを踏まえて、競争への影響を最小化するための留意事項を明らかにするものであることから、原案の記載で十分であると考えます。</p> |
| 5   | <p>第2の2 被支援事業者の事業規模等が競争に与える影響の違い</p>                          | <p>本考え方では、市場集中度が高く事業者同士のシェアが拮抗している場合には、公的再生支援が競争に与える影響が大きくなるとしているところ、公的再生支援により経営が困難な状況に陥った事業者が効率化して競争力が高まり、市場集中度の高い市場において競争が活発になるならば、確かに競争に与える影響は大きいものの、それは競争政策の観点からはむしろ望ましいのではないか。このように、競争に与える影響が大きければ、直ちに競争政策の観点から望ましくないとはいえないのではないか。(学者)</p> | <p>第2の2は、被支援事業者の事業規模等が競争に与える影響の程度についての考え方を示したものであり、修正の必要はないと考えます。</p>   |
| 6   | <p>第3 公的再生支援が競争に与える影響を</p>                                    | <p>公的再生支援は経営が困難な状況に陥った事業者を効率化させて事業再生させるべきであり、非効率な事業者をそのまま存続させるものであってはならないということを記載してはどうか。(学者)</p>  | <p>公的再生支援により被支援事業者をどこまで再生させるかは、公的再生支援機関等において判断されるものだと考えます。</p>  |

| No. | 関係箇所   | 意見の概要   | 考え方   |
|-----|--|---|---|
|     | 最小化するための基本的な考え方  |   |   |
| 7   | 第3の2 公的再生支援開始後における競争回復措置についての考え方   | 事後的な競争回復措置について、競争事業者側のモラルハザードの危険性の視点が欠けている。被支援事業者の自助努力により生産性が向上した場合でも、被支援事業者が想定以上に競争上優位になったことにより事後的に競争回復措置を採ると、競争事業者の方が非効率的であるにもかかわらず競争上優位となる可能性があるところ、これは競争事業者側のモラルハザードの危険性があり、社会全体の資源配分を大きくゆがめることとなる。(学者) | 第3の2において、公的再生支援が競争に与える影響を最小化するために事後的に競争回復措置を採ることは適当ではないとの考え方を示しており、原案の記載で十分であると考えます。                                      |
| 8   | 第4 公的再生支援が競争に与える影響に係る支援内容ごとの評価及びそれを最小化するための支援内容の調整に係る考慮事項<br>2 支援の期間・回数<br>(2) 競争に与える影響を最小化するための | 公的再生支援の期間を短くすることにより被支援事業者の効率化が達成されなければ、再び経営が困難な状況に陥るおそれがあることから、経営が困難な状況に陥るたびに公的再生支援を繰り返し行わないためにも、効率化を達成するために必要な期間の支援を行う必要があるのではないか。(学者)   | 本考え方は、公的再生支援による事業再生が可能となることを前提にしつつ、公的再生支援の期間を可能な限り短くすべきことを示しているものであり、公的再生支援機関が政策目的を達成するために必要な期間の公的再生支援を行うことを妨げるものではありません。 |

| No. | 関係箇所   | 意見の概要   | 考え方   |
|-----|--|---|---|
| 9   | <p>第4の5 支援内容の調整だけでは看過できないような競争への影響が残る場合の措置</p> | <p>原案には賛成であるが、影響最小化措置が必要となるのは「被支援事業者が著しく競争上優位となることが見込まれる場合」に限られ、被支援事業者が公的再生支援によって効率化して競争力を強め、支援を受けていない事業者が持っていた競争上の優位が脅かされるような場合はこれに当たらないことを明確にしてはどうか。(学者)</p>  | <p>御指摘は、被支援事業者が支援期間中や支援終了後の自助努力により獲得した競争上の優位性についてまで、影響最小化措置による是正の対象とすべきではないとの趣旨と理解しますが、影響最小化措置を判断する時期は、支援決定と同時であることが適当との考え方を示していますので、御懸念は当たらないと考えます。</p> <p>いずれにせよ、影響最小化措置の実施の要否については、支援内容と合わせて、公的再生支援機関において判断されるものであり、御指摘のように修正する必要はないと考えます。</p> |
| 10  |  | <p>本考え方では、影響最小化措置として行動措置と構造措置を示しているところ、公的再生支援が終了した後は、できるだけ短期間に政府の支援が存在しなかった状況に近い競争環境に復元されることが望ましいと考えられることから、それら2つの措置のうち構造措置は原則として採ることとするよう明示すべきである。そのためには、公的再生支援機関が被支援事業者の株式を取得して経営権を有する場合は、競争事業者を含めた他の事業者等に当該株式が売却されることを原則とすべきであるとともに、その際には競争入札に近い公正で透明な手続により当該株式が譲渡されるべきである。これは、再編を通じて当該業界の効率化が進み、競争環境が復元される効果が見込めるだけでなく、投入資金の回収が最大化されることを通じて国民負担の最小化が実現できる利点もあると考える。</p> <p>影響最小化措置として行動措置を採る場合のその内容や期間については、被支援事業者の監督官庁等が、競争事業者に十分な意見表明の機</p> | <p>本考え方は、公的再生支援を行うに当たって公的再生支援機関が競争政策の観点から留意すべき事項等を明らかにするものであり、支援の内容や競争に与える影響を最小化するために採るべき措置の要否、取得した株式の支援終了時における処分の方法等については、一義的には、公的再生支援機関において個別の事案の状況等に応じて判断されるものであると考えます。</p>  |

| No. | 関係箇所             | 意見の概要  | 考え方  |
|-----|------------------|--|--|
|     |                  | <p>会を与え、専門家等から多面的に意見聴取するなどして、透明性と納得性の高い措置を導入すべきである。さらに、監督官庁は、公的再生支援が被支援事業者に与えた利益等のプラス効果、行動措置によって減少したと考えるマイナス効果等、当該業界の競争環境に与えた効果について競争事業者や専門家等の意見も踏まえて公平に分析、公表すべきである。こうした監督官庁によるモニタリングを通じて、看過できない競争環境のゆがみが確認できた場合には、行動措置を事後的に見直す可能性も残しておくべきである。(学者)</p>   |  |
| 11  | 第6 関連する事業規制等の在り方 | <p>本考え方では、公的再生支援機関と関連する規制当局で取扱いを異にしているように見えるが、公的再生支援が競争に与える影響を検討・評価するためには、公的再生支援機関の対応だけでなく関連する規制当局の対応も対象にする必要がある。本考え方の最も重要な部分である第3（公的再生支援が競争に与える影響を最小化するための基本的な考え方）及び第4（公的再生支援が競争に与える影響に係る支援内容ごとの評価及びそれを最小化するための支援内容の調整に係る考慮事項）、とりわけ第3の2（公的再生支援開始後における競争回復措置についての考え方）及び第4の5（支援内容の調整だけでは看過できないような競争への影響が残る場合の措置）は、公的再生支援機関と関連する規制当局の双方に適用されることを明確にすべきである。(学者)</p> | <p>本考え方は、公的再生支援が我が国の市場における競争に与える影響を最小化するために、公的再生支援の主体である公的再生支援機関が競争政策の観点から留意すべき事項を明らかにするものです。また、本考え方においては、関連する事業規制の在り方についても考え方を示しているところ、規制当局による処分等についても、競争に与える影響が必要最小限のものとなるように留意することが望ましいという点では、公的再生支援機関による公的再生支援と共通するものです。</p> <p>一方、規制当局はその所掌する政策の観点等から必要に応じて処分等を行うものであり、公的再生支援により被支援事業者が著しく競争上優位になった場合に事後的に処分等を行うことが必要と判断する可能性を排除するものではありません。もっとも、このような場合であっても、規制当局は、被支援事業者が経営努力により効率性を改善しようとするインセンティブが低下しないように考慮しつつ、競争の活性化を促すことによって競争環境を確保す</p> |
| 12  |                  | <p>規制当局による事後的な競争回復措置について、被支援事業者の経営改善が自助努力によるものか、公的再生支援によるものかの判別が困難になることや、規制当局による恣意的、政治的な介入を排除する必要があることから、禁止すべきである。(学者)</p>   |  |

| No. | 関係箇所 | 意見の概要  | 考え方  |
|-----|------|--|--|
|     |      |  | <p>るという方向で処分等の内容について検討を行うことが望ましいと考えます。</p> <p>原案では、このような考え方を記載しているところ、修正の必要はないと考えます。</p>             |
| 13  |      | <p>意見 No. 11 と密接に関連するが、「被支援事業者」の定義が不明確であり、支援期間が終了すればもはや被支援事業者でなくなることを明示しなければ、被支援事業者への対応を際限なく正当化するおそれがある。(学者)</p> | <p>本考え方における「被支援事業者」は、現在公的再生支援を受けている、又は、過去に公的再生支援を受けた事業者を指すものですが、「被支援事業者への対応を際限なく正当化する」ものではありません。</p> |

その他、以下の御意見をいただきました。今後の参考とさせていただきます。

- 本考え方は、平成 26 年 12 月 19 日に公表された「競争政策と公的再生支援の在り方に関する研究会」による中間取りまとめの考え方から変更はないものと認識している。本考え方が成案として公表された後は、当該中間取りまとめにおいて示された考え方に基づき、個々の関係者が統一した見解により運用されることが必要であると認識している。(事業者)
- 従来、公的再生支援は競争環境をゆがめる可能性があるため、特定の一事業者に対して公的再生支援を実施する場合は、その支援に伴って発生する競争環境のゆがみを回避する仕組みをあらかじめ用意すべきであると考えてきたところ、それが本考え方におおむね盛り込まれていることから、適切な内容であると認識している。
 

公的再生支援の内容の調整だけでは看過できないような競争への影響が残る場合においては、新たな生産設備や新規事業分野への投資を一定期間制限する行動措置や、事業譲渡や生産設備の売却による構造措置といった影響最小化措置の検討が適切であるとされた点について、強い賛意を表す。

今後、経営が破綻した事業者に対する公的再生支援については、本考え方に基づき、競争環境に与える影響を十分に考慮し、公平・公正な競争環境を確保した上での運用がなされるよう期待する。(事業者)
- 競争を通じて事業者が自律的に成長し、産業構造の効率化を促す資本メカニズム・法体系の下で経営陣の新陳代謝が促されていくべきであると考えている。そのため、徹底的な規制改革を通じた市場創造と最適化が必要となるが、とりわけ、特定事業者・特定産業への安易な資金供給・救済はモラルハザー

ドを引き起こすものであり、問題が大きい。したがって、公的再生支援が競争に与える影響を最小化する必要がある、本考え方において示されたその基本的な考え方（補完性の原則、必要最小限の原則、透明性の原則）について賛同する。これらの原則を踏まえた厳格な運用を強く望む。

他方、本考え方には、競争を阻害するような公的再生支援が行われた場合に、公正取引委員会が採ることのできる措置が記載されておらず、公正取引委員会が関係する公的機関に対して措置を採ることができないのであれば、公的再生支援が競争に与える影響を最小化するとの目的を達成することは困難であると考えられる。また、そもそも公的再生支援のみならず、公的な補助全般が競争に影響を与え得るものである。この点、既に廃案となっている「公的資金再生事業者と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保に関する法律案」においては、競争を阻害する公的支援が行われた場合は、公正取引委員会が関係行政機関の長に対して通知・公表できる制度が定められている。また、欧州においては、公的補助全般が規制の対象とされている。したがって、上記のような制度も参考にしつつ、競争に悪影響を与える公的再生支援が行われた場合の措置や、当該措置の対象等について、今後、多角的な検討が必要であるとする。（団体）

- とにかく公的再生支援は公正適切に行われることが重要であり、原則として詳細部分まで開示することが求められるものである。ここで開示を行わないのであれば、不正がはびこる可能性があり、国民の不審の目や行政・政府全体に対する不信が発生するおそれ大きい。生活保護、年金、介護事業、健康保険事業等、我が国において公的支出が組織犯罪者に悪用される可能性がないとは言い切れない。そのため、公的再生支援についても、組織的不正による公金の搾取や不適正な支出がなされるおそれが多分にあるため、徹底した開示がなされる必要がある。（個人）
- 事業再生に係る資金の手当てについては、一部は血税が投じられることが必要な場合があること自体は否定されるべきものではない。相当程度規模の大きな事業者は、おおむね金融商品取引所を通じて広く国民・投資家にその株式を保有されており、事業再生後には再上場されることが想定されるところ、当該事業者の事業再生のための資金については、近時の持ち合い株の解消等の観点から、上場会社から拠出されるべきではなく、国民・市民（集団投資スキームを含む）からの拠出によりなされるべきである。（無記名）